

令和3年度 第4次循環型社会形成計画 パブリックコメントにおける意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和3年12月21日から令和4年1月18日まで
 2 意見件数等 2人から15件の御意見をいただいた。

番号	御意見の内容	仕分け	県の考え方	修正案ページ
1	一つ目の○ 食品ロスの削減が推進されることとなった背景として、食品ロス削減法が令和元年に施行されたことを記載すべきなのではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	御意見のとおり記載しました。	p7
2	三つ目の○ この記述は他の○の記載内容と比べて、時事というわけではなく、唐突感がある。	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	御意見を踏まえ、時事的に、熱回収以外のマテリアル/ケミカルリサイクルも増やすことが求められる形の記載に改めました。	p7
3	「捨てるを減らそう。活かすを増やそう」との標語について、内容は良いと思いますが、上の○との繋がりが分かりづらいため、唐突感がある。つなぎの言葉をいれてはどうでしょうか。(例 ～ 以上を踏まえ、以下のとおり本計画の目標を設定しました。等) また標語の内容の説明が欲しい。	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	御意見を踏まえ、キャッチフレーズの前に説明の段落を加え、自然な流れでキャッチフレーズにつながるよう修正しました。	p26
4	国の指標との比較について、横軸に国、県とあるので、縦軸には、国目標、県目標の標記は不要なのでは。見にくい。	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	御意見を踏まえ、表頭の「国」「県」を削除しました。	p30
5	なぜ製造業は人口減少の影響を受けないのか。理由を教えてください。また根拠資料があれば明示いただきたい。	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	本県の人口が減少に転じた平成22年以降も、本県の「製造品出荷額等」は減少していない状況です。これは、県内で製造されているものは、他県や世界でも消費されることによると考えています。統計数値は、令和3年度静岡県産業廃棄物実態調査報告書（令和元年度実績調査）を御参照ください（ http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoka-040/sanpaikakari/jittair3.html ）。	p32
6	5つ目の○ ナッジに関する記載があるが、計画全体を見ても、ナッジ理論がどの施策にどのように活用されているのかわからない。具体的にどのように活用していくのか、例示が欲しい。また急にナッジの話がでてくるのは若干の唐突感がある。	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む	本計画では、生産者や消費者が、環境に配慮した行動を自ら考え、自発的に変えていくよう後押しすることが重要であり、例えば広報による啓発などの具体的な取組を行う際にナッジを活用できると考えることから、記述はこのままとします。	p37

番号	御意見の内容	仕分け	県の考え方	修正案ページ
7	<p>P38以降の具体的な取組の記載について、「現状・課題」と「具体的な取組内容」が混在していてわかりにくい。全体として具体的な取組の記載内容を整理した方がよい。</p> <p>例1 p38 「○衣料は・・・様々な回収ルートが形成されています。」 ← これは現状「不用品が、ごみにならずに・・・」← これは具体的取組</p> <p>例2 p39 イ ごみ処理有料化の検討 1つ目の○、2つ目の○は現状であるが、3つ目の○は取り組み内容になっている。</p>	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	個別分野については、具体的な取組の中でその分野の現状に触れた上で取組を説明する方が分かりやすいと考えておりますが、御意見を踏まえ、文章構成上のバランスを考慮しながら現状の説明として記載できる記述は記載箇所を移動し、整理しました。	p43
8	<p>「市町は導入に当たって慎重になりがちですが・・・」との記載がありますが、市や町が慎重になるのは、住民理解を重視しているからではないのか。</p> <p>現在の記載では、住民理解を得ようとしている市町が導入を妨げているような間違った認識を与えかねず、記載を改めるべき。有料化にあたっては、住民理解が重要であり、このように記載するのであれば、県として住民理解を得られるような施策を実施すべき。</p>	御意見の趣旨を踏まえ、計画素案に反映	市町の立場や考え方について誤解が生じないように、御指摘の一節を削除し、分かりやすい表現に改めました。	p49
9	<p>プラスチック代替素材への転換促進について、企業が新たな代替素材を開発する場合の補助等の支援が必要だと考えます。</p>	その他	御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。活用できる国制度の紹介や、庁内で連携した支援に努めてまいります。	p53
10	<p>廃棄物処理体制の充実について、高齢化に伴い、家庭ゴミを収集場所まで運べない高齢者が増えてくると思います。高齢化社会に対応した収集体制の検討をしていく必要があると考えます。</p>	その他	ごみの収集体制の整備は重要な問題ですが、基本的には市町の業務としてそれぞれの一般廃棄物処理計画で定められるものと考えております。	p55
11	<p>排出事業者処理責任の指導の徹底について 『排出事業者のための廃棄物処理法』のパンフレット作成について実行すべく、具体的な取組に適宜追加してください。以下同じ。</p> <p>現場（保健所窓口・立入先事業所）で取り組むためにパンフレットが不可欠である（電子ファイルで十分）。それをを忘れて事業者指導と言われても信用できない。</p> <p>また、“優良事業者の育成”について、優良事業者は自ら育つ。知識・経験に乏しい事業者を対象に、丁寧に説明し裾野を広げ、全体の底上げをすることが肝要と考える。</p>	御意見の趣旨を踏まえ、取り組む	当該パンフレットについては、適宜作成するとともに県ホームページへの掲載等により事業者指導に活用しております。御意見の趣旨を踏まえ、引き続き事業者の知識等の底上げを図ってまいります。	p56

番号	御意見の内容	仕分け	県の考え方	修正案ページ
12	(1) 数値目標設定の考え方 三つ目の○ 「なお、・・・」について、数値目標の設定の考え方に記載せずに、施策として記載してはどうか。	御意見の趣旨を踏まえ、 計画素案に反映	御指摘を踏まえ、基本方針3（修正案ではp.68）に記載を移動しました。	p68
13	イ 消費者教育等の推進 2つ目の○ 「・・・SDG → SDGs」が抜けている。	御意見の趣旨を踏まえ、 計画素案に反映	御指摘のとおり修正しました。	p69
14	地域循環共生圏の説明が欲しい。	御意見の趣旨を踏まえ、 取り組む	本文ではなくコラムとして説明します。	p74
15	取組の主体が曖昧です。また、県の所管部局の指導を徹底してください。	御意見の趣旨を踏まえ、 取り組む	本計画は、県としての計画のため、本庁の各所属、出先ともに「県」として記載させていただいています。御意見の趣旨を踏まえ、県関係各所と連携して指導を実施してまいります。	全般

個人情報の特定に繋がる内容については要約させていただきました。